

関市認知症初期集中支援チーム運営業務委託に係る支出費目及び留意事項

1 人件費

常勤職員及び非常勤職員に支給される給料。時間外手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当。共済掛金、社会保険料等。

常勤職員及び非常勤職員の健康診断にかかる経費。職員のスキル向上など職員育成に係る経費。

ただし、職場の親睦会費、職員旅行費、職種における個人的な団体加入会費、予防接種料は含まない。

2 報償費

研修、講演などを開催する際に、外部講師を有償で依頼した場合の謝礼。

3 旅費

岐阜県内で実施される認知症初期集中支援チーム業務に関する研修へ参加した場合の旅費（運賃、宿泊費、日当を含む。駐車場使用料や有料道路通行料は使用料及び賃借料で計上）。

ただし、県外で実施される研修については、関市と事前に協議し、必要と認められた場合のみ対象経費となる。

4 消耗品費

短期間の使用によって消費される物、あるいは棄損しやすい物、長期間の保存に耐えない物の経費。なお、長期保存に耐える物でも単価が3万円未満のものは消耗品。住宅地図や手引書を含む書籍、制服、会議、啓発活動等にかかる消耗品を計上する。

5 燃料費

暖房用、炊事用などのプロパンガス・灯油等、自動車用の燃料（ガソリン、軽油等）の経費。研修会以外の通常業務で規定等に基づく旅費が発生した場合も、燃料費で計上する。

6 印刷製本費

印刷、製本の外注に要する経費。写真の現像、プリントの経費を含む。初期集中支援チームの案内・普及啓発活動のチラシ、広報誌等を作成する経費も含む。

7 光熱水費

電気、水道、下水道の使用料。それらの使用に伴う各種の計器類の使用料も含む。

按分により計上する場合は、按分の根拠をもつとともに、使用実態に見合った金額であることに留意する。

8 修繕料

備品の修繕、部品の取り換え、建物等の小修繕のための経費。車検費用のうち、自賠責保険料、重量税、印紙代（検査手数料）、代行手数料を除いたもの。

修繕は、10 万円以内（消費税を含む）で本体の使用価値、効用の減少を防ぎ、維持管理を目的とする補完的なものであること。なお、10 万円以上の修繕は対象となりません。

9 通信運搬費

郵便料、電話料金、インターネットの接続料、運送費。

10 手数料

車検代行手数料、振込手数料等、特定の者から人的サービスの提供を受けたことに対して支払う経費。

車検の印紙代など、申請などにかかる手数料を納めるための収入印紙の購入。

11 保険料

委託業務に係る損害賠償保険及び車両の保険に係る経費。

12 委託料

事務所における設備の保守点検にかかる経費。認知症初期集中支援チームの業務上必要な事務機器の保守点検にかかる経費。

市が貸与するシステム使用に伴う本人認証等設定費用。契約当初配置職員の設定費用は市で負担するが、契約期間中の職員異動に伴う設定費用は受託事業者で対応。

13 施設及び土地借上料

認知症初期集中支援チームの事務所及び駐車場の借上料。看板等の設置にかかる土地の借上料。

14 施設及び土地以外の借上料

コピー機使用料等、使用したことに対して支払う経費。有料道路交通費、入場料、駐車料等も含む。認知症初期集中支援チーム業務上必要な事務機器、車両の借上料。会議開催のための会場使用料、冷暖房使用料。啓発活動等における会場使用料、冷暖房使用料、機材等の使用料。

15 備品購入費

その性質形状を変えず、1 年以上使用し、かつ保存できる物品で、購入金額が3 万円以上のもの。3 万円未満のものは消耗品として取り扱う。

16 負担金

認知症初期集中支援チームの運営に必要な団体加入のための経費。

職場の親睦会費、職員旅行費、食事会等の会費、職種における個人的な団体加入会費、予防接種料は含まない。

認知症初期集中支援チームの運営に必要な団体については、事前に関市と協議し必要と認められたもののみとする。

17 公課費

自動車の重量税等

18 業務管理費等

直接経費ではないが、本委託事業のために必要な事務費、管理部門の経費。計上する場合は、経費の内容及び按分等の算出根拠を明確にする。

また、管理部門の経費に対する補助金、寄附金その他の収入がある場合は、適切に控除することに留意する。